**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第三号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十一月十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月十日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－13	キャタピラー　D3K2	WDP－C4.4	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NV2－14	キャタピラー　D5K2	WDR－C4.4	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第四号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十一月二十八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月十日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－15	キャタピラー　740B	UDS－C15	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十一月三十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月十日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1006	ヤナセ　Y12－42DK	V2203－EDM	ヤナセ産業機器販売株式会社	山形県鶴岡市宝田3丁目18番40号

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第六号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十二月十三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月十日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1007	大和機工　AG10	4LE2XCU－A	大和機工株式会社	愛知県大府市梶田町一丁目171番地

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第七号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年十二月十六日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年二月十日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－708	ボブキャット　S700K	株式会社ボブキャット	神奈川県横浜市港北区師岡町636番地
NS－709	ボブキャット　S800K	〃	〃
NS－710	Doosan　DX140W	〃	〃

○国土交通省告示第百五十八号

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第一項の規定に基づき、東日本大震災に伴う同項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例を次のように定める。

平成二十四年二月十日

国土交通大臣　前田　武志

東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第一項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例

東日本大震災からの復旧若しくは復興に係る施設若しくは設備の整備に関する補助金又はこれに類するものの交付を国又は地方公共団体から受けている法人その他の団体又は個人の発注する工事及び測量であって、二以上の法人その他の団体又は個人が計画的に実施するものその他の公益性が高いものとして国土交通大臣が認めるものについての昭和三十九年建設省告示第千三百三十三号（公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事）第六号の規定の適用については、同号中「法人（営利法人を除く。）」とあるのは、「法人その他の団体又は個人」とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

日新二の沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道空知郡上富良野町

一五八六番二七四　一号、十四号及び十五号
一五八六番二五八　二号から四号まで、十一号及び十二号
一五八六番五三一　五号
二九九八番三　六号
二九九八番二　七号から十号まで
二〇八四番一〇六地先国有地　十三号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

旭中の沢川